



# 事務所通信

発行：〒 542-0081 大阪市中央区南船場 4丁目 1番 20号 上田税理士事務所 06-6253-8341

## 今月のニュース：

### 平成 20年度経営革新セミナーのご案内

来る10月 10日に、経営革新セミナーを開催いたします。今年度は「黒字体質の会社づくりから経営承継へ向けて!!」をメインテーマとして、スムーズな事業の承継に必要な準備等についてご紹介させていただきます。詳細等については改めてご案内させていただきますが、関心のある知人の方がいらっしゃいましたらお誘いあわせのうえぜひご参加ください。



過去のセミナー風景

### 経営革新セミナー「貴社の永続的繁栄のための経営承継サクセスプラン 2008」

日時：平成 20年 10月 10日(金) 午後 3:00 ~ 午後 6:00

会場：TKC大阪南 SCGサービスセンター(大阪府大阪市中央区難波 2-2-3 御堂筋グランドビル階)

## 「会計こばなし 厚生費の巻」：担当 桑原 真弓

今回は「厚生費(福利厚生費)」を取り上げます。事業経費の中で、「厚生費」は会社やお店の従業員に関わる費用という性格を持っています。つまり「厚生費」はその会社やお店で働く従業員の職場への満足度にも関わってくる費用なのです。しかし、内容によっては従業員の「給与手当」として処理するべきものや、「接待交際費」と混同しやすいものがあるため注意が必要です。

### 厚生費(福利厚生費)とは

従業員の医療衛生(健康診断料、常備医薬品代等、保険料(団体生命保険など)、慰親睦活動の費用(忘年会、社員旅行等)、作業服・制服等の消耗品代、慶弔費(結婚祝、見舞金等)といったような従業員の福利厚生を目的とした支出をいいます。

#### 【例】

- 従業員が結婚したので、慶弔見舞金規定に基づいてお祝い金を渡した。
- 社員旅行を実施し、交通・宿泊費等を会社が負担した。(注1)
- 従業員の定期健康診断費用を会社が負担した。
- 新入社員に制服・ユニフォームを支給した。
- 研修参加費を会社が負担し、業務に必要な研修に従業員を参加させた。
- 従業員の福利厚生を目的とした「団体生命保険」に加入し、保険料を会社が負担した。
- 通勤手当を支払った。

など、「厚生費」には従業員に関係する幅広い内容の費用が含まれます。

次に、経費の中でも混同しやすい「飲食代」を例にとり、「厚生費」と「接待交際費」の区分についてご紹介します。

#### 『厚生費』と『接待交際費』の区分

基本的な区分としては費用が「誰」のために支出されているかで区分されます。

- 『厚生費』... 専ら従業員を対象とした慰安等のための支出(忘年会費、新年会費等)
- 『接待交際費』... 得意先や仕入先など事業において関係のある者に対する接待、供応、慰安、贈答などのための支出(具体的な内容は先月の会計こばなしをご参照ください)

社員全体の参加を目的とした忘年会や新年会での飲食代などは「厚生費」として認められます。営業等を目的として取引先の社員を招いて食事をした場合の飲食代などは「接待交際費」とみなします。

では、会社の忘年会に取引先の社員を招いた場合などはどうでしょう?

厳密には社員の飲食代については「厚生費」とし、取引先の社員の分の飲食代は「接待交際費」となります。

先月の会計こばなしにもあるように、法人においては「接待交際費」として支出した費用のうち90%は損金として認められますが、残りの10%は認められません。「厚生費」と「会議費」は100%が損金として認められます。特に飲食代として支出した費用の領収書については、「厚生費」にあたるものなのか、「接待交際費」にあたるものなのかをはっきりさせるために、参加者の氏名や関係、参加人数を記入しておくようにしましょう。

#### 『従業員の給与手当』にあたるもの

従業員の飲食に関わる費用という同じ目的であっても、「厚生費」にあたる場合と「給与手当」にあたる場合があります。「給与手当」にあたる場合には、従業員に対して所得税が課税されます。

新年会や忘年会など、従業員の慰労を目的とした場合の費用は「厚生費」として認められます。しかし、飲食店等で従業員に常時支給している「宅飲み」や業務時間内にあたる食事代(昼食代など)を常時会社が支給している場合などは、これらを「従業員の給与手当(ex食事手当)」としなければなりません。

顧客や取引先や仕入先を大事にするのと同じように、従業員や社員を大事にすることは会社やお店がより発展していくために必要不可欠な要素です。

上記のような注意事項を念頭において「厚生費」を有効に支出し、快適な職場環境を整備していきましょう。

#### (注1)

所得税の基本通達 36-30において社員旅行の費用を「厚生費」として認めるための要件が下記のように規定されています。

(1) 当該旅行に要する期間が4泊5日(目的地が海外の場合には、目的地における滞在日数による。)以内のものであること

(2) 当該旅行に参加する従業員等の数が全従業員等(工場、支店等で行う場合には、当該工場、支店等の従業員等)の50%以上であること

## スタッフブログ「ほっと一息」：担当 仲田 薫子

『ついに!!』

こんにちは。今回は仲田が担当させていただきます。

先週の8月9日!! ついに入社から年をむかえる事ができました。今までお世話になった方々本当にありがとうございました。

そしてこれからもどうぞよろしくお祈りします!!!

年...正直短くはありませんでしたが、20歳で何も分からず【社会人になり】と必死で走っていたため長く感じる暇もなかったような気がします。

たぐいの人達と出会い たぐいの人達を経験して、でもその半分くらい?の人とは別れて、きっと年よりもずっと成長できている!! (はず)だと思います...きっと



沖縄のおばあちゃん

話は大きくなりますが、前々回のブログで「家族全員で沖縄に行きます」と書いていたのですが...ついに! 6月下旬に2泊3日で行って来ました。

台風&雨が心配な時期ではありましたが、あるお客さんのアドバイスのおかげで梅雨の一休みの期間に行ける事ができ、滞在中の天気は全く問題なしで晴れ渡っていました。

あまりに久しぶりすぎる沖縄のおばあちゃん&親戚との再会だったのでちよこっ挨拶に行くくらいにしとこうかと私達家族的には考えていたのですが...。そうはいきませんでした。

夜は2日間とも12時くらいまで宴会!!!

1日目の夜は、おばあちゃんが作ってくれた大量のフライ・ラッパ等を囲み、みんながオゾンビールを片手に宴会

2日目は、昼に海に行きとってきたサザエや得体の知れない貝、向こう特有のステーキのかか肉の塊なのか分からないお肉、かな! 少々の野菜でみんながオゾンビールを片手にお庭でバーベキュー

みんな自分は食べなくても、人にはひたすらすすめてくれるのでお腹がかなり大変な状態になりました。

みんな久しぶりに会う私達にもすごく優しく、親戚っていいなと本当に思いました。

3日目の朝、おばあちゃんに沖縄を出発する前に「朝食を食べにき」と言われていたためおばあちゃんの家に行くかぼちゃの蒸しパン&トースト&かなり甘いコーヒーが用意されていました。

おばあちゃんは案の定元気がなくずっと寂しげな顔をしていました...

沖縄がもう少し近ければしょっちゅう行けるのになあ...とすごく思った瞬間でした。沖縄は大阪からは少し遠すぎますね...

そんなおばあちゃんと別れて大阪に。

たった2泊3日という短い期間でしたが、すごく充実した内容が濃い3日間でした!

次はいつ行けるか分からないけれど、また近いうちに行けるよう頑張りたいと思います!!!